

令和7年9月25日

各私立幼稚園等設置学校法人理事長様
各私立小・中・高等学校設置学校法人理事長様
各私立専修・各種学校設置者様

広島県環境県民局学事課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

私立学校振興助成法第14条第4項に基づく書類の提出等について（通知）

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号。以下「改正法」という。）による改正後の私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「改正助成法」という。）第14条第4項の規定に基づき、同法第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人（以下「助成対象学校法人」という。）で知事を所轄庁とするものは、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に、改正助成法第14条第3項の監査報告（会計監査人設置学校法人等（改正法による改正後の私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「改正私学法」という。）第82条第3項に規定する会計監査人設置学校法人及び同法第143条に規定する大臣所轄学校法人等をいう。）にあつては、改正私学法第86条第2項の会計監査報告。以下同じ。）を添付して、知事に提出することとされています。

ついては、書類の提出に当たっては、下記の事項に留意のうえ、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

第1 知事への書類の提出について

知事への書類の提出については、次のことに留意されたい。

1 提出書類について

- (1) 助成対象学校法人で知事を所轄庁とするものは、改正助成法第14条第4項の規定に基づき、その終了した会計年度に係る計算書類（改正私学法第103条第2項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に、監査報告を添付して、知事に提出することとされていること。ただし、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）による改正後の学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「会計基準」という。）第50条に基づき、活動区分資金収支計算書又は基本金明細書を作成しないこととした学校法人についてはこの限りでないこと。
- (2) 改正助成法第14条第4項ただし書により補助金の額が少額である場合の監査報告の添付の免除に係る知事の許可については、改正助成法において「寡少」から「少額」に表現が適正化されたものの趣旨は変更されていないことを踏まえ、昭

和51年4月8日付け文管振第153号文部事務次官通達「私立学校振興助成法等の施行について」の記の第3の2における「補助金の額が寡少」の取扱いにより、当面一会計年度に一学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合を意味するものとして運用するものとする。この場合には、計算書類に知事の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付する必要はないが、それに代えて当該学校法人の監事の監査報告書を添付すること。

- (3) 私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条の規定に基づき、知事への書類の提出は、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表（以下「内訳表」という。）並びに知事が定める書類を添付してしなければならないとされていること。
- (4) 知事が定める書類は、令和7年3月31日付け広島県告示第345号により、人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査報告（以下「人件費支出内訳表の監査報告」という。）とされていること。
- (5) 助成対象学校法人で知事を所轄庁とするもののうち、会計監査人を置かない学校法人は、改正助成法第14条第2項の規定に基づき、計算書類及びその附属明細書（改正私学法第104条第3項に規定する理事会の決議による承認を受けたものであること。）について、知事の定めるところにより、公認会計士等の監査を受けなければならないとされていること。
- (6) 同項の規定に基づき知事の定める監査事項は、会計基準の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書（会計基準第50条の規定に基づき作成しないこととした基本金明細書を除く。）が作成されているかどうかとする。

2 届出期日について

改正助成法第14条第4項の規定に基づき、毎会計年度終了後三月以内に提出することとされていること。また、収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに知事宛に提出すること。

3 提出方法等について

- (1) 提出する書類の順序は、次のとおりとすること。

- ① 計算書類及びその附属明細書

会計基準の第一号様式から第四号様式、注記事項（会計基準第40条に規定する事項をいう。）、第五号様式から第七号様式の順序とすること。なお、収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を、第七号様式の後に追加すること。また、会計監査人設置学校法人等にあつては、改正私学法第104条第2項に基づく計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と、私立学校法施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第21号）による改

正後の私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）第43条第2項の規定により準用する改正私学法第104条第2項に基づく財産目録の監査に係る会計監査報告（以下「財産目録の監査報告」という。）が一体となって作成される場合には、第八号様式を、第七号様式（収益事業がある場合には、収益事業の損益計算書）の後に追加すること。

② 内訳表

私立学校振興助成法施行規則の第一号様式から第三号様式の順序とすること。

- (2) 監査報告の原本が電子形式である場合には、当該監査報告（電子署名のあるものを必要とすること。）のほか、計算書類及びその附属明細書（収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を含み、改正私学法第104条第2項に基づく計算書類及びその附属明細書の監査に係る監査報告と、財産目録の監査報告が一体となって作成される場合には、財産目録を含む。第1の3(3)及び(4)において同じ。）を一体の電子形式ファイルとして、人件費支出内訳表の監査報告が電子形式である場合には、当該人件費支出内訳表の監査報告（電子署名のあるものを必要とすること。）及び内訳表を一体の電子形式ファイルとして、原本を電磁的方法で提出すること。

添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に代えて当該学校法人の監事の監査報告書を計算書類に添付する学校法人についても、同様とすること。

- (3) 監査報告及び人件費支出内訳表の監査報告の原本が紙媒体である場合には、従来原本を紙媒体で届け出ることとしていたところ、ペーパーレス化の観点から、当該監査報告（署名のあるものを必要とすること。）を計算書類及びその附属明細書の前に、人件費支出内訳表の監査報告（署名のあるものを必要とすること。）を内訳表の前にそれぞれとじ込んだ上で、それぞれの原本の情報を記録した別個の電子形式ファイルとして、当該ファイルを電磁的方法で提出すること。

添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に代えて当該学校法人の監事の監査報告書を計算書類に添付する学校法人についても、同様とすること。

- (4) 収支予算書は、計算書類及びその附属明細書並びに内訳表とは別に電子形式ファイルとして、当該ファイルを電磁的方法で提出すること。

4 内訳表の作成及び提出について

- (1) 内訳表の作成については、昭和47年4月26日付け文管振第93号文部省管理局長通知「資金収支内訳表について（通知）」及び昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」に基づき作成するものとする。
- (2) 知事に提出する内訳表は、学校法人内部の正規の手続を経て作成されたものでなければならないこと。

5 会計監査人設置学校法人等に係る人件費支出内訳表の監査について

- (1) 私立学校振興助成法第14条第3項に基づく公認会計士等の監査は、昭和46年5月10日付け文管振第69号文部省管理局長通知「日本私学振興財団法附則第14条第1

項に規定する会計年度等を定める政令および学校法人会計基準の制定について（通知）」の記のⅠの４を踏まえ、「学校法人内部の正規の手続」として理事会による承認の後に行われていることについて、このたび「学校法人内部の正規の手続」については、理事会による承認に限らず、各学校法人において適切に定めることとし、例えば、内部規程に基づく理事長や財務担当理事等の適切な権限者の決裁や適切な会議体の決議による承認が考えられること。

- (2) 内訳表は計算書類に記載される額を区分して作成されることから、令和７年３月３１日付け広島県告示第345号が指定する人件費支出内訳表の監査報告のために必要な公認会計士等の監査と改正私学法第104条第２項に基づく会計監査人の監査を効果的・効率的に受けるため、これらを一体的に受けることができること。

第２ 公認会計士等の業務制限について

学校法人が令和７年３月３１日付け広島県告示第345号が指定する人件費支出内訳表の監査報告のために必要な監査を依頼する公認会計士等については、当該学校法人と、公認会計士法第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があること。著しい利害関係の有無については日本公認会計士協会の倫理規則を参考とすること。

第３ 知事所轄学校法人における私立学校振興助成法施行規則の運用について

- 1 助成対象学校法人で知事を所轄庁とするもののうち、単数の学校（２以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置するものにおける私立学校振興助成法施行規則第３条第１項、第４条第１項及び第５条第１項の規定の適用については、内訳表について、それぞれ同令第３条第１項第１号と同項第２号以下の各号との区分を省略できるものとする。
- 2 上記省略をした場合における事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表は、それぞれ事業活動収支計算書及び資金収支計算書と同内容のものとなるため、これらの収支計算書をもって両内訳表に代えることができるものとする。

第４ 通知及び告示の廃止について

以下の通知及び告示は、令和６年度の監査報告書を限りとして廃止すること。

- ・ 平成28年３月28日付け広島県学事課長通知「平成28年度以後の監査事項の指定について（通知）」
- ・ 私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定（平成28年３月28日付け広島県告示第189号）

添付資料

- 【別添】 私立学校振興助成法の規定に基づく書類の指定（令和７年３月31日付け広島県告示第345号）